

綾瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 与蔵山下地区照合表

行 為 の 場 所		綾瀬市		
地区の区分	A 地区	B 地区	確認事項	照合欄
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる事業を営む建築物は、建築してはならない。 (1) 動物を原料(はいせつ物を含む。)とする肥料、飼料又は医療品の製造。 (2) 製革、にかわの製造又は毛皮もしくは骨の精製。 (3) 製紙(手すき紙の製造を除く。)又はパルプの製造。 (4) 建築基準法第51条に掲げられた用途に供する処理施設を使用して行う処理。			適 不適
建築物の敷地面積の最低限度	1,400㎡	700㎡	㎡	適 不適
壁面の位置の制限	建築物の外壁等の後退距離は、道路界線から2m以上		m	適 不適
かき又はさくの構造の制限	道路側：生垣又は透視可能なものに内側に植栽帯を設けたもの			適 不適
その他(緑化率)	1 1,000㎡未満については、敷地面積の10%以上 2 1,000㎡以上については、敷地面積の15%以上		%	適 不適
照合結果	適 不適 抵触規定()			
備考	適用除外・緩和規定等有()			無
照合者	職 名	氏 名		

備考：太枠内のみ記入してください。

確認事項欄の記載方法：

には建築物等の用途

の欄には数値

には計画概要を記入してください